

宇部市こども計画（素案）に対する意見募集の結果

1 概要

- (1) 募集期間 令和7年1月28日（火）～令和7年2月26日（水）
- (2) 意見提出者数 9 名
- (3) 意見件数 13 件（複数の意見に対して同一の回答としたものについては、1 意見につき 1 回答とカウントしています。）
- (4) 対応の区分別意見件数
- ア 意見を計画案に反映したもの

7 件
- イ 意見の趣旨が計画案に既に反映されているもの

5 件
- ウ 今後の参考にするもの

1 件
- エ その他

0 件

2 意見及び市の考え方と対応

No.	箇所	意見	市の考え方	対応
計画全般について				
1	全体	こどもの人権や育成環境について保護者や教育関係者、地域社会がそれぞれが尽力すべきことが網羅されており、市民全体の意識高揚につながる計画であると思う。こどもの学びと育ちに関わる学校教育関係者として、本計画の推進に少しでも参画できたらと思う。	「こどもまんなかのまち 宇部」の実現のためには、こどもや子育てに関わる多くの関係者の皆様と、緊密に連携しながら、施策を進めていくことが重要です。学齢期のこどもに、より関わりの深い学校教育関係者の皆様との協働に期待を寄せています。	ウ
2	全体	計画全体を通して、「子育て当事者」「子育てをしている親」「保護者」など統一していないのは意味があるのか。統一できればその方が理解しやすいと思う。	用語の使用については、こども大綱を踏まえ、内容に応じて「子育て当事者」や「保護者」と表記しています。一部、子育て当事者が親に限定される場合に「子育てをしている親」と表記している箇所もあります。	イ
第1部 総論 第3章 宇部市こども計画の基本的な方針 4 施策体系				
3	P30	基本目標「2 こどもの将来にわたるウィルビーイングの実現」 「こどもの誕生前から幼児期までの支援」 施策テーマ「(2)親子の成長と交流の場の支援」 「(2)親子の成長と交流の場の支援」について、表記が分かりにくいので、「親子成長を目的とした交流の場の支援」とした方がよいのではないか。	施策テーマの表記については、こども大綱を勘案して決定しています。	イ

第2部 各論				
各論全般				
4	P33～P78	素案の第2部「各論」は、既存の制度を「こども計画」の中に位置づけたものに過ぎない。要するに、新たな試みは行わないということか。	「こどもまんなかのまち 宇部」の実現のため、計画の推進については既存事業を継続するものに加え、将来を見据え、新たな施策にも取り組むこととしており、計画にも盛り込んでいます。ご意見を踏まえ、新規事業を分かりやすく表示します。	ア
第1章 こども大綱を踏まえた施策の展開 1 子育て・子育てを支える基盤づくり				
5	P36	施策テーマ「(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりへの取組」 厚南エリア防災公園整備事業への取組は、早急に実施に向けて取り組んでほしい。	厚南エリア防災公園については、厚南体育広場の一角に設置するため、現在、整備工事を進めており、令和8年春のオープンを予定しています。 防災公園には遊具を整備し、市民の皆様の遊び場や憩いの場として、活用いただけるようにします。	イ
6	P39	施策テーマ「(3)こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供」 切れ目がないという言葉がありながら、若者への支援が【現状・課題】や【方向性】に表記がないのはどうか。	本市では、女性特有の健康課題に対する相談しやすい環境の整備やプレコンセプションケアの普及啓発など、若者も対象とした施策に取り組むこととしています。取組事業に掲載していませんでしたので、ご意見を踏まえ、新たに取組事業として追加記載しました。	ア
7	P39～P40	施策テーマ「(3)こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供」 国の重点施策として位置付けられているプレコンセプションケアについて、宇部市こども計画にもその必要性が記述されているが、具体的な取組を計画に盛り込んでほしい。		
8	P48	施策テーマ「(7)自殺、薬物、犯罪などからこども・若者を守る取組」 近年、若年層によるオーバードーズが増加していることから、薬物乱用防止教育のみならず、中毒者を病院での受診につなげる等、保健所や病院との連携についても、今後、行政機関として取組むべき課題と考える。	若年層のオーバードーズについては、薬物乱用防止教育と合わせ、医療機関や保健所等の関係機関と連携しながら、支援を実施しています。 引き続き、関係機関との連携を強化し、取組を推進していきます。	イ

第1章 こども大綱を踏まえた施策の展開 2 こどもの将来にわたるウェルビーイングの実現〔こどもの誕生前から幼児期までの支援〕				
9	P56～P58	施策テーマ「(3)就学前児童の教育・保育の提供」 このテーマの取組事業として、45ページに記載されている「就学指導の充実」と「特別支援教育推進事業」を再掲であげてほしい。発達に課題がある子の保護者にとって、この取組は避けて通れないことであり、大変心が痛むことだと思う。	ご意見のとおり「特別支援教育推進事業」と「就学指導の充実」を取組事業に再掲します。	ア
第1章 こども大綱を踏まえた施策の展開 2 こどもの将来にわたるウェルビーイングの実現〔学童期から思春期までの支援〕				
10	P59～P60	施策テーマ「(1)学習環境の向上」 「特認校就学制度」は、特色ある教育を受けて自分の力を伸ばしたい児童生徒のために北部の学校に設けられている。この制度の充実には、交通整備や通学の助成、さらには移住の促進も必要である。さまざまな部門が連携して進める必要がある制度であるため、計画に掲載してはどうか。	ご意見のとおり「特認校就学制度」を取組事業に追加します。	ア
11	P61～P62	施策テーマ「(2)健康な体と心を育む環境づくり」 【現状・課題】に、いじめや不登校の記載があるにもかかわらず、【方向性】や【取組】にその記載がないのは違和感がある。P49に記載されている「ふれあい運動推進事業」、「街頭補導・訪問指導」、「スクールカウンセラーの派遣」、「定例教育相談」も再掲であげてはどうか。	不登校対策についての記述を【方向性】に追加します。 また、「スクールカウンセラーの派遣」「定例教育相談」を取組事業に再掲します。	ア
12	P64～P65	施策テーマ「(3)安心して過ごすことができる環境づくり」 「スクールカウンセラーの派遣(再掲)」、「小中学生の悩みに対する相談支援業務」、「ふれあい教室等不登校対策推進事業」、「訪問型家庭教育支援事業」については、施策テーマ「(2)健康な体と心を育む環境づくり」に掲載する方が妥当ではないか。	・スクールカウンセラーの派遣【再掲】 ・緊急時スクールカウンセラー等の派遣【再掲】 ・小中学生の悩みに対する相談支援業務 ・ふれあい教室等不登校対策推進事業 ・訪問型家庭教育支援事業 を「(2)健康な心と体を育む環境づくり」に移動します。	ア
第1章 こども大綱を踏まえた施策の展開 2 こどもの将来にわたるウェルビーイングの実現〔青年期の支援〕				
13	P66～P68	市外から宇部市に移住する人や現在子育て中の人への支援制度は充実しているが、宇部市で就職し、これから家庭を持つ青年期に対する支援が少なく、宇部市に住むメリットを感じられない。青年期の手取りを増やす税金の減免や3歳未満第1子の保育料無償化などの支援策を強化し、家庭を持つことへの不安要素を軽減し宇部市の魅力度を向上させることができないか。	家庭や子どもを持つことに対して未婚の若者が感じる不安要素の中に、経済的な理由が多く含まれていることから、本市では、奨学金の貸与を受けていた若者が市内企業に就職した場合等の返還支援や、高校生年代までのすべての子どもの医療費自己負担分の無償化など、市内就職や子育てに係る本市独自の経済的支援に取り組んでいます。引き続き、家庭や子どもを持つことへの不安を解消するよう、子育て環境の整備をはじめとする住みやすいまちづくりを推進します。	イ